

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	樊 怡 舟
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
初修外国語教育と「教養的要素」			
論文審査担当者			
主 査	教 授	黄 福 涛	
審査委員	教 授	大 膳 司	
審査委員	教 授	山 田 浩 之	
審査委員	教 授	堀 田 泰 司	
審査委員	准教授	村 澤 昌 崇	
審査委員	准教授	KIM YANGSON	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、教養教育に位置づけられている初修外国語教育を対象に、歴史的アプローチ及びナラティブアプローチを通して、「教養的要素」という抽象概念がいかにカリキュラムの理念・制度・実践に参入しているかについて検討したものである。具体的な検討に当たって、本研究は、従来よく見られる「あるべき」論（「あるべき」理念の下で「あるべき」制度を設けて「あるべき」実践を行うという論理展開）と一線を画し、「教養的要素」の正しい姿を規範的に追求するのではなく、「教養的要素」という抽象概念にまつわる理念と実践の脱構築を目指している。</p> <p>論文の構成は次のとおりである。</p> <p>序章では、初修外国語教育を取り巻く背景と文脈を説明し、「あるべき」論の内実と限界をカリキュラム論の視座、さらには存在論・認識論的議論に位置づけて論じた。そしてそれに対抗する本研究の反基礎づけ主義の立場を明確にしたうえで、「あるべき」論の問題点を克服するためのアプローチの可能性について検討した。これを踏まえて、初修外国語教育の理念・制度・実践からそれぞれ次のようにリサーチクエスチョンを設定した。①そもそも日本において外国語教育がどのように議論されてきているのか、「教養的要素」に関する主張はいかに外国語教育に参入するのか。②戦後一般教育制度がいかなる経緯の下でできているのか、外国語が制度的にどのように位置づけられていたのか。③実際に外国語教育の現場にいる教員と学生らの語りにおいて、「教養」という言葉がどのような言語資源の下で解釈されるのか、「教養的要素」という抽象概念がいかに授業内容や学習経験によって構築されるか。</p> <p>第一部では、戦前日本の学制整備期における外国語教育カリキュラムから四つの位置づけ・意義づけ「型」をまとめ、さらに外国語教育論の歴史的展開から「教養」や「実用」といった言葉の意味合いの変遷を明らかにした。そのうえで、大学の外国語教育の前身にあたる旧制高校の外国語課程の歴史をさかのぼり、終戦までの社会的文脈、制度的文脈等を考察しながら、外国語の時間数や学修目的の変化の軌跡を整理した。その結果、理念・理論レベルにおいて、「教養」と「実用」は、多くの場合では「訳読」や「会話」など授業法に関する論争の代理として後づけ的に使われていること、そして、職業教育や基礎教育としての意義づけができなくなる場合において、とりわけカリキュラムの「教養」の一面が後付け的に主張されていることが分かった。</p> <p>第二部では、戦後改革に着目し、外国語教育がいかにして大学の教養課程として定着したかについて検討を行った。戦後大学改革の歴史を整理した結果、改革は、「民主主義」の導入を中心にした理念レベルの変革と、高等教育機関一元化という制度レベルの</p>			

変革といった二つの流れの葛藤と妥協の中からできていることが分かった。そして、制度レベルの変革は常に先走っており、あくまでそれを正当化する形で理念レベルの議論が後付け的に展開されていることが明らかになった。それらの知見を踏まえて、戦後高等教育改革における外国語教育の位置づけの変遷、特に1950年の外国語教育の「補助科目」化に焦点を当て、その背後にある大学基準協会内の議論体制の変化を整理し、そして具体的に議事録等から「補助科目」化の理由付け、及び「補助科目」化の問題点を検討した。

第三部では、実際の初修外国語教育の現場にいる教員と学生らにインタビューを行い、その語りから、「教養的要素」のリアリティーをとらえなおすことにした。本研究は、反基礎づけ主義の立場から、解釈学的アプローチによるナラティブ分析を適用することとした。教員と学生らの語りにおいて、「教養的要素」の構築は、即ち教養教育カリキュラムなどの制度的文脈に初修外国語が埋め込まれていることをもって、「教養的要素」が内包される科目であると位置づけ、その存在を正当化する過程である。一方、「教養的要素」という抽象概念の構成について大きな差はみられないものの、教員らの語りにおいて、「教養的要素」にあたる具体的な教育内容は、機能も形式も極めて広義的で多様であることが確認される。そして、教員が「教養的要素」として認識した教育内容に関して、学生の受け止め方も必ずしも教員の狙い通りではないことが明らかになった。それらの内容を各自の経験に埋め込んで語る際に、学生は結果的に学修経験として受け止めないケースや、さらに場合によって自身の経験の文脈拘束性によって、教員の狙いと逆の方向の学習経験を語るケースも見られることが分かった。

補論では、成果の可視化やアカウンタビリティ等に追われる現場の関心に寄せ、存在論的線引きに基づいて本研究の知見と外国語教育の効果検証と接続する可能性について議論した。

終章では、初修外国語教育の理念レベル・制度レベル・実践レベルに関する本研究の議論を総括し、得られた知見や残された課題を整理した。そのうえで、今後外国語教育の「教養的要素」について、さらなる研究を行う際に必要となる取り組みを説明した。

本論文は、以下の二点より評価できる。

1. 初修外国語教育の展開をテーマに、日本の外国語教育史、戦後大学改革史などの歴史研究を総合して、初修外国語教育の理念・理論・政策・制度の歴史的変遷を概観したこと。現行の外国語教育の成立にかかわる複雑な事実関係及び政策過程を整理できていることは、外国語教育のみならず、教養教育全般が抱える構造的問題の解明に重要な意義を持つ。
2. 外国語教育の「教養的要素」という抽象概念を研究対象としているが、従来よく見られる教養論的アプローチと一線を画し、「教養的要素」の「正解」を規範的に決めつけるのではなく、外国語教育の理念・制度・実践における「教養的要素」のリアリティーを歴史と現場からとらえなおしたこと。さらには、方法論上の独創性により、従来研究の盲点としている部分を明らかにしたといえる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和4年8月1日

